

社会福祉法人夕張保育協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夕張保育協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給等)

第3条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事は、無報酬とする。
ただし、理事長は、月額15,000円とする。
- (2) 監事は、無報酬とする。
- (3) 評議員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、その職務のため、市外に出張したときは、費用弁償として、旅費規程第3条の規定に準じて旅費を支給する。

2 役員等が、市内において招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償としてバス賃の実費を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第4条の規定に準じた日とする。

2 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の日割計算)

第6条 新たに理事長に就任した者には、その日から日割計算により報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任されたときは、その月までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任等の場合の報酬額については、就任した日からその月までの報酬を日割計算により支給する。

4 日割り計算により、報酬額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り捨てる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月12日から施行する。

2 社会福祉法人夕張保育協会評議員・役員報酬及び費用弁償に関する規程（平成28年12月20日施行）は廃止する。